令和6年度

玉東町財務書類

（統一的な基準）

目　次

Ⅰ 玉東町の財務書類の公表について

１　地方公会計制度の概要 ・・・・・・・・・・・・・・ １
２　玉東町の取り組み ・・・・・・・・・・・・・・・・ ２
３　統一的な基準の特徴 ・・・・・・・・・・・・・・・ ２
４　作成基準日 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２
５　作成対象とする範囲 ・・・・・・・・・・・・・・・ ３

Ⅱ 一般会計等財務書類

１　財務書類の見方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４
２　財務書類四表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５
（１）貸借対照表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５
（２）行政コスト計算書 ・・・・・・・・・・・・・・・ ８
（３）純資産変動計算書 ・・・・・・・・・・・・・・・ １０
（４）資金収支計算書 ・・・・・・・・・・・・・・・・ １２

Ⅲ 全体・連結財務書類

１　貸借対照表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １４
２　行政コスト計算書 ・・・・・・・・・・・・・・・・ １４
３　純資産変動計算書 ・・・・・・・・・・・・・・・・ １５
４　資金収支計算書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ １５

Ⅳ 財務書類分析

１　資産形成度 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １７
２　世代間公平性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２３
３　持続可能性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２５
４　効率性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２８
５　自律性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３１

Ⅰ玉東町の財務書類の公表について

1　地方公会計制度の概要

国・地方公共団体の公会計制度は、これまで現金収支に着目した単式簿記が採用されてきました。ところが単式簿記は、発生主義の複式簿記を採用する企業会計と比べ、過去から積み上げた資産や負債などの状況を把握できないこと、また減価償却や引当金といった会計手続きの概念がないといった弱点がありました。そこで、財政の透明性を高め、国民・住民に対する説明責任をより適切に果たし、財政の効率化・適正化を図るため、現金主義会計を補完するものとして、企業会計の考え方及び手法を活用した発生主義会計に基づく財務書類等の開示が推進されてきました。

地方公共団体における財務書類の整備については、総務省から平成12年と平成13年に普通会計のバランスシート、行政コスト計算書及び地方公共団体全体のバランスシートのモデルが示され、平成18年6月「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」が成立しました。また続けて同年8月には総務省から「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」が示されました。これらの法律、指針により、地方の資産・債務改革の一環として、自治体の資産や債務の管理に必要な公会計をさらに整備することを目的としました。具体的には、平成18年5月に公表された「新地方公会計制度研究会報告書」を基に、国の作成基準に準拠した新たな方式による連結ベースでの財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）の作成及び開示を行うよう、地方公共団体に対して要請を行いました。

この要請に基づき各地方公共団体では公会計の整備を着々と進めていきましたが、総務省は新地方公会計制度の導入にあたり、「総務省方式改訂モデル」と「基準モデル」の二つのモデルを示していました。さらに東京都は東京都方式、大阪府は大阪府方式と複数あることで他団体比較ができない等の問題が生じていました。このため総務省は平成25年8月に「研究会中間とりまとめ」を公表、平成26年3月に「地方自治体における固定資産台帳の整備等に関する作業部会報告書」「財務書類作成基準に関する作業部会報告書」を公表しました。

そして、平成27年1月に発生主義・複式簿記の導入、固定資産台帳の整備により客観性・比較可能性を担保した「統一的な基準」による地方公会計の整備の方針が示され、すべての地方公共団体へこの統一的な基準での財務書類を平成30年3月までに作成するよう要請されました。

「統一的な基準」による地方公会計の整備が進むことにより、財政状況やストック情報が「見える化」され、固定資産台帳の整備により公共施設マネジメントが推進されるなど、地方公会計は、財務書類や固定資産台帳を作成するだけではなく、それをわかりやすく公表するとともに、資産管理や予算編成、行政評価等に活用されることが期待されています。このため、平成27年1月に公表された「統一的な基準による地方公会計マニュアル」の「財務書類等活用の手引き」において、財務書類等の活用の具体的な方法の例や先進自治体の活用事例等が示されています。また、令和元年8月公表の「統一的な基準による地方公会計マニュアル（改訂）」では、統一的な基準策定後の取組が詳細に提示されており、さらなる地方公会計の活用の視点や方法の普及が図られてきています。

２ 玉東町の取り組み

こうした状況の中、玉東町では、平成27年度決算から、固定資産台帳の整備を行い、統一的な基準による財務書類を作成しています。

このことにより、現金の取引情報にとどまらず資産や負債の状況も把握できるようになりました。住民にとっても玉東町の財務状況がどういったものであるかを判断することが出来る材料の1つになっているものと考えられます。

３ 統一的な基準の特徴

統一的な基準による財務書類の特徴として大きく3つ挙げられます。

①発生主義・複式簿記の導入

②固定資産台帳の整備

③比較可能性の確保

４ 作成基準日

作成基準日は、各会計年度の最終日としました。今回の令和6年度決算分では令和7年3月31日となります。なお、地方公共団体に設けられている出納整理期間（翌年度4月1日から5月31日までの間）の収支については、基準日までに終了したものとみなして取り扱っています。

５ 作成対象とする範囲

会計区分			
連結	全体	一般会計等	一般会計
		特別会計	国民健康保険特別会計
			介護保険特別会計
			土地取得特別会計
			宅地開発特別会計
			後期高齢者医療特別会計
		公営企業	簡易水道事業会計
	一部事務組合 広域連合		有明広域行政事務組合
			熊本県後期高齢者医療広域連合（一般会計）
			熊本県後期高齢者医療広域連合（後期高齢者医療特別会計）
			熊本県市町村総合事務組合（退職手当事業）
			熊本県市町村総合事務組合（消防団員公務災害補償等事業）
			熊本県市町村総合事務組合（非常勤職員公務災害補償事業）
			熊本県市町村総合事務組合（交通災害共済事業）
			熊本県市町村総合事務組合（自治会館管理事業）

※全体財務書類とは、一般会計に特別会計や公営企業会計を含めたもので、連結財務書類とは、全体に一部事務組合などの関係団体を含めたものです。

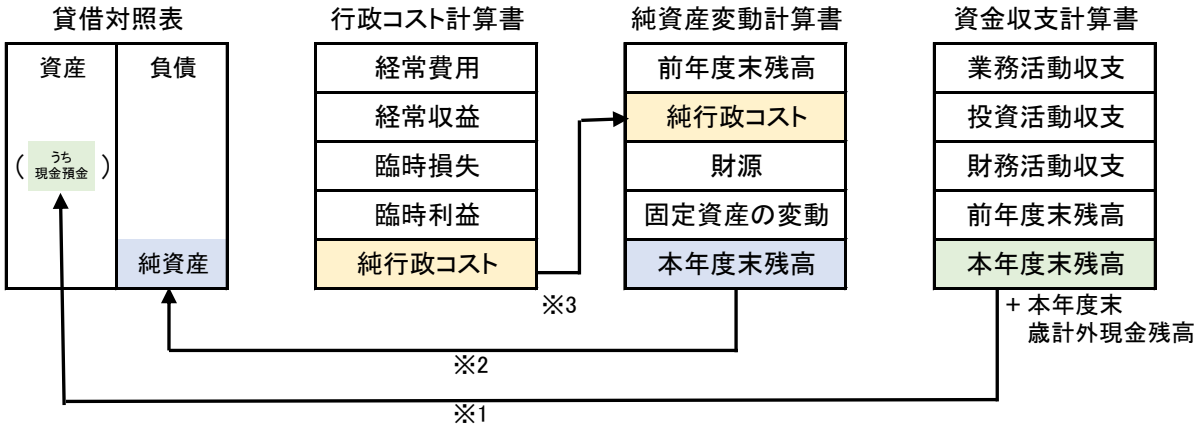
Ⅱ 一般会計等財務書類

1 財務書類の見方

発生主義・複式簿記による財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書等）は、現金主義・単式簿記の予算・決算情報を補完するものであり、発生主義会計では、現金決済を伴わないコスト取引（非資金取引）が把握されます。例えば、建物や工作物等は使用することや時間の経過によって徐々に価値は低下していきます。その価値の減少を減価償却費という形で把握します。また、退職手当については給料の後払いとしての性格があることから、毎年度、前もって勤務期間にわたり退職手当引当金繰入額として把握します。このように現金主義では見えにくい減価償却費、退職手当引当金繰入額といったコスト情報、資産・負債のストック情報の把握が可能となります。

また、分析する際には、災害や資産の売却など、単年度毎に特殊な事情がある場合があるので、単年度のみではなく、経年で一定期間の推移を併せて見ることも重要です。

なお、財務書類4表の相互関係は以下のとおりです。



※1 貸借対照表の資産のうち「現金預金」の金額は、資金収支計算書の本年度末残高に本年度末歳計外現金残高を足したものと対応します。

※2 貸借対照表の「純資産」の金額は、純資産変動計算書の本年度末残高と対応します。

※3 行政コスト計算書の「純行政コスト」の金額は、純資産変動計算書に記載されます。

2 財務書類四表

(1)貸借対照表(令和7年3月31日現在)

地方公共団体の決算書は、1年間でどのような収入がいくらあり、その収入を何にいくら使ったかという単年度の状況は把握できますが、現在、どれだけの資産や負債があるのかという情報は把握ができません。

この貸借対照表は、基準日現在でどれだけの資産や負債があるのかを把握できます。「資産」は、保有する資産の内容や金額が記載されます。「負債」及び「純資産」は、「資産」を形成するためにどのような財源措置を実施してきたかを表しています。

「負債」は、今後負担すべき債務であることから、将来世代に対しての負担ととらえることができます。また、「純資産」は、今後負担する必要性のない資産を表しており、言い換えれば、これまでの世代や現在の世代または国・県が負担した分となります。

資産の部	
1.固定資産	
(1)有形固定資産	a
事業用資産	a
インフラ資産	a
物品	a
(2)無形固定資産	
(3)投資その他の資産	
投資及び出資金	b
投資損失引当金	b
長期延滞債権	c
長期貸付金	
基金	d
その他	
徴収不能引当金	c
2.流動資産	
(1)現金預金	
(2)未収金	c
(3)短期貸付金	
(4)基金	d
(5)棚卸資産	
(6)その他	
(7)徴収不能引当金	c
資産の部合計	

＜着目する主な項目＞

a 有形固定資産・減価償却累計額
・取得価額に対する減価償却累計額の比率を見ることで、資産の経年の程度を把握。
※減価償却累計額の金額は、財務書類四表の金額を参照。

b 投資及び出資金・投資損失引当金
・投資損失引当金に△印の金額がある場合、業績がよくない第三セクター等があることを表示。

c 長期延滞債権・未収金
・長期延滞債権・未収金は、税収等の未納があることを表示。
・これらのうち、過去の実績等から、回収が見込めないと推計された金額を徴収不能引当金に計上。

d 基金
・使途を明確に定めて積み立てられているものと、年度間の財源の不均衡を調整するもの(財政調整基金)とが存在。

負債及び純資産の部	
1.固定負債	
(1)地方債	e
(2)長期未払金	
(3)退職手当引当金	f
(4)損失補償等引当金	
(5)その他	
2.流動負債	
(1)1年内償還予定地方債	e
(2)未払金	
(3)未払費用	
(4)前受金	
(5)前受収益	
(6)賞与等引当金	
(7)預り金	
(8)その他	
負債の部合計	
(1)固定資産等形成分	
(2)余剰分(不足分)	g
純資産の部合計	
負債及び純資産の部合計	

＜着目する主な項目＞

e 地方債・1年内償還予定地方債
・次年度以降に償還予定の地方債残高を把握。
・臨時財政対策債など、固定資産の取得財源ではない特例的地方債の存在に留意。

f 退職手当引当金
・貸借対照表日に職員全員が退職したと仮定した場合に必要となる退職手当額を計上。
・退職手当組合加入団体は、組合における積立額相当額控除後の、将来的に組合に納付が必要となる金額が計上。

g 余剰分(不足分)
・一般的にマイナス表記が多い。
この場合、将来の税収や地方交付税などの財源が収入されると見越して、現世代が将来世代に負担を先送りしていることを表示。

（単位：千円）

貸借対照表

資産の部			負債及び純資産の部		
勘定科目	一般会計等		勘定科目	一般会計等	
	金額	割合		金額	割合
1.固定資産	13,263,571	93.6%	1.固定負債	2,797,136	19.7%
（1）有形固定資産	10,687,381	75.5%	（1）地方債	2,628,578	18.6%
事業用資産	5,667,112	40.0%	（2）長期未払金	10,485	0.1%
インフラ資産	4,784,501	33.8%	（3）退職手当引当金	158,073	1.1%
物品	235,768	1.7%	（4）損失補償等引当金	－	－
（2）無形固定資産	19,967	0.1%	（5）その他	－	－
（3）投資その他の資産	2,556,223	18.0%			
投資及び出資金	11,988	0.1%	2.流動負債	285,248	2.0%
投資損失引当金	－	－	（1）1年内償還予定地方債	212,537	1.5%
長期延滞債権	8,484	0.1%	（2）未払金	5,490	0.0%
長期貸付金	－	－	（3）未払費用	－	－
基金	2,536,084	17.9%	（4）前受金	－	－
その他	－	－	（5）前受収益	－	－
徴収不能引当金	△333	△0.0%	（6）賞与等引当金	46,388	0.3%
2.流動資産	900,510	6.4%	（7）預り金	20,833	0.1%
（1）現金預金	451,574	3.2%	（8）その他	－	－
（2）未収金	2,879	0.0%			
（3）短期貸付金	－	－	負債の部合計	3,082,384	21.8%
（4）基金	446,164	6.0%	（1）固定資産等形成分	13,709,735	
（5）棚卸資産	－	－	（2）余剰分（不足分）	△2,628,037	
（6）その他	－	－			
（7）徴収不能引当金	△107	△0.0%			
			純資産の部合計	11,081,698	78.2%
資産の部合計	14,164,082	100.0%	負債及び純資産の部合計	14,164,082	100.0%

※表示金額は千円単位となっており、四捨五入のため合計金額に齟齬が生じる場合があります。

これまでに玉東町では、一般会計等ベースで約142億円の資産を形成してきています。その資産のうち、75.6％は土地や建物、工作物などの有形固定資産及びソフトウェアなどの無形固定資産で形成されています。また、基金は固定資産、流動資産合わせて約30億円所有しており、資産の21.0%を占めています。

一方で、将来世代が負担すべき負債は約31億円となっており、資産に対して21.8％となっています。負債の多くを占めるのは、地方債が約28億円です。また、地方債の中には、国からの地方交付税措置を受ける臨時財政対策債が約8億円含まれています。純資産は形成した資産に対して負担の必要がない金額を指しており、資産に対して78.2％となっています。この中で、余剰分（不足分）が約△26億円となっていますが、これは基準日時点における金銭必要額を指しており、ほぼ全ての地方公共団体がマイナスになることが予想されます。

用語解説

①固定資産

事業用資産・・・・・・・・・・・・ 公共サービスに供されている資産でインフラ資産及び物品以外の資産
（例：庁舎、学校、公民館、公営住宅、福祉施設、収益事業の施設など）

インフラ資産・・・・・・・・・・・・社会基盤となる資産（例：道路、橋、公園、上下水道施設など）

物品・・・・・・・・・・・・・・・・・ 車両、物品、美術品、機械装置等

無形固定資産・・・・・・・・・・ ソフトウェア、地上権等

投資及び出資金・・・・・・・・ 有価証券、出資金、出捐金

投資損失引当金・・・・・・・・ 連結対象団体への出資金等の実質価額が低下した場合に計上

長期延滞債権・・・・・・・・・・ 町税や使用料などの滞納繰越調定収入未済分

長期貸付金・・・・・・・・・・・・ 自治法第240条第1項に規定する債権である貸付金
（流動資産に区分されるもの以外）

基金・・・・・・・・・・・・・・・・・ 流動資産に区分される以外の基金
その他・・・・・・・・・・・・・・・・ 上記以外及び徴収不能引当金以外のもの
（長期前払金、株式会社のその他の投資等）
徴収不能引当金・・・・・・・・ 長期延滞債権や長期貸付金等の金銭債権に対する将来の取立不能見込額（不納欠損額）を見積もったもの

②流動資産

現金預金・・・・・・・・・・・・・ 現金や普通預金を指し、歳計外現金も含む
未収金・・・・・・・・・・・・・・・・ 町税や使用料などの現年度調定収入未済分
短期貸付金・・・・・・・・・・・・ 貸付金のうち、翌年度に償還期限が到来するもの
基金・・・・・・・・・・・・・・・・・ 財政調整基金
棚卸資産・・・・・・・・・・・・・ 売却を目的として保有している資産
その他・・・・・・・・・・・・・・・・ 上記以外及び徴収不能引当金以外のもの（前払金、仮払金など）
徴収不能引当金・・・・・・・・ 未収金や短期貸付金等の金銭債権に対する将来の取立不能見込額（不納欠損額）を見積もったもの

③固定負債

地方債・・・・・・・・・・・・・・・・ 地方公共団体が発行した地方債のうち、償還予定が1年超のもの及び、地方三公社、第三セクター、一部事務組合等の長期借入金
長期未払金・・・・・・・・・・・・ 自治法第214条に規定する債務負担行為で確定債務とみなされるもの及びその他の確定債務のうち流動負債に区分されるもの以外
退職手当引当金・・・・・・・・ 原則期末自己都合要支給額
損失補償等引当金・・・・・・ 履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体財政健全化法上、将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上
その他・・・・・・・・・・・・・・・・ 上記以外の固定負債（長期性リース債務等）

④流動負債

1年内償還予定地方債・・・ 地方公共団体が発行した地方債のうち、1年以内に償還予定のもの及び、地方三公社、第三セクター、一部事務組合等の短期借入金
未払金・・・・・・・・・・・・・・・・ 基準日時点までに支払義務発生の原因が生じており、その金額が確定し、または合理的に見積もることができるもの
未払費用・・・・・・・・・・・・・ 一定の契約に従い、継続して役務の提供を受けている場合、基準日時点において既に提供された役務に対して未だその対価の支払を終えていないもの
前受金・・・・・・・・・・・・・・・・ 基準日時点において、代金の納入は受けているが、これに対する義務の履行を行っていないもの
前受収益・・・・・・・・・・・・・ 一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、基準日時点において未だ提供していない役務に対し支払を受けたもの
賞与等引当金・・・・・・・・・ 基準日時点までの期間に対応する期末手当・勤勉手当及び法定福利費
預り金・・・・・・・・・・・・・・・・ 基準日時点において、第三者から寄託された資産に係る見返負債
その他・・・・・・・・・・・・・・・・ 上記以外の流動負債（短期性リース債務等）

（2）行政コスト計算書（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

行政コスト計算書は、民間企業の損益計算書にあたるもので、行政運営にかかったコストのうち、人的サービスや給付サービスなど資産形成につながらない行政サービスに要したものを表しています。また、実際に現金の支出を伴うサービスのほかに、減価償却費や退職手当引当金繰入額などの現金支出を伴わないコストまでを含んで表しています。

さらに、その行政サービスの提供に対する直接の対価である使用料や手数料といった受益者負担がどの程度あったかを把握することができます。

経常費用と経常収益の差額である純経常行政コストは、受益者負担以外の町税や地方交付税、国庫支出金・県支出金などで賄わなければならないコストを表すことになります。

こうしたコストを把握することは、町の内部的には行政活動の効率性につながり、また、単年度の資産形成費用の多寡にのみ着目せずに、長期的なコスト意識を醸成することにもつながるものと考えられます。さらにこれらのコストに対し、使用料等の住民負担がどうであったかを明らかにすることもできます。

経常費用	※1
1.業務費用	
（1）人件費	
（2）物件費等	
内、減価償却費	a
（3）その他の業務費用	
2.移転費用	
（1）補助金等	
（2）社会保障給付	
（3）他会計への繰出金	
（4）その他	
経常収益	
1.使用料及び手数料	
2.その他	
純経常行政コスト	※2
臨時損失	
臨時利益	
純行政コスト	※3

＜着目する主な項目＞

a 減価償却費

行政を執行する立場からは、1年間に費消した固定資産（償却資産）の金額を表す項目である。一方で、住民の立場から見た場合には、その金額に見合う施設やインフラに関するサービスの提供を受けたことを表示しているとの見方もできる。

※1 人件費、物件費、移転費用（補助金）などを発生額で計上

※2 経常的に発生する費用から、使用料及び手数料といった受益者負担収益を差し引くことで純経常行政コストを算定

※3 臨時に発生する損失、利益を加味して純行政コスト（税を主とする一般財源等で賄うべきコスト）を算定

（単位：千円）

行政コスト計算書			
勘定科目	一般会計等		
	金額	割合	
経常費用	4,164,691	100.0%	
1.業務費用	2,467,262	59.2%	
（1）人件費	739,949	17.8%	
（2）物件費等	1,676,251	40.2%	
内、減価償却費	368,582	8.9%	
（3）その他の業務費用	51,062	1.2%	
2.移転費用	1,697,429	40.8%	
（1）補助金等	1,245,296	29.9%	
（2）社会保障給付	149,522	3.6%	
（3）他会計への繰出金	301,604	7.2%	
（4）その他	1,007	0.0%	
経常収益	136,641	3.3%	注）1
1.使用料及び手数料	83,632		
2.その他	53,008		
純経常行政コスト	4,028,050		
臨時損失	43,961		
臨時利益	8,209		
純行政コスト	4,063,803		

※表示金額は千円単位となっており、四捨五入のため合計金額に齟齬が生じる場合があります。
注）1　この割合は、受益者負担比率を表しています。（経常収益/経常費用）

毎年継続的に発生する費用である経常費用は約42億円となっています。業務費用と移転費用に分かれており、人件費や物件費などの業務費用が約25億円で59.2％、補助金や他会計への繰出金など外部へ支出される移転費用が約17億円で40.8％となっています。また、貸借対照表で計上している有形固定資産や無形固定資産の1年間の価値の目減り分である減価償却費は約4億円計上されています。

一方で、サービスの対価として徴収する使用料や手数料、受取利息などが該当する経常収益は約1億円となっており、経常費用に対して3.3％となっています。この数字は将来的には受益者負担が適正かどうかを検討する場合の一つの材料として使用することが考えられます。臨時的に発生した損益を含めて、最終的な行政コスト（純行政コスト）は約41億円となっています。この純行政コストに対してどのような財源を調達したかについては純資産変動計算書で表されます。

用語解説

①経常費用

1.業務費用

人件費・・・・・・・・・・・・　職員給与費や賞与等引当金繰入額、退職手当引当金繰入額など

物件費等・・・・・・・・・・　職員旅費、委託料、消耗品や備品購入費（消費的性質）、施設等の維持修繕にかかる経費や有形固定資産及び無形固定資産の減価償却費等

その他の業務費用・・　支払利息、徴収不能引当金繰入額、過年度分過誤納還付など

2.移転費用・・・・・・・・・・・　住民への補助金や生活保護費などの社会保障費、特別会計への繰出金等

②経常収益

使用料及び手数料・・・・　財・サービスの対価として使用料・手数料の形で徴収する金銭

その他・・・・・・・・・・・・・・　過料、預金利子、売上収益等

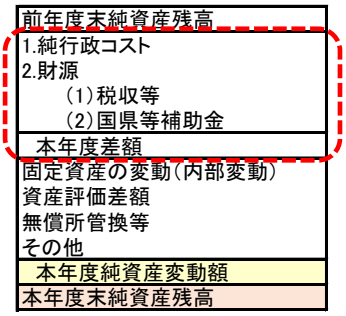
③臨時損失・・・・・・・・・・・　災害復旧事業費、資産除売却損など

④臨時利益・・・・・・・・・・・　資産売却益など

（3）純資産変動計算書（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

純資産変動計算書は、貸借対照表の純資産が1年間でどのような要因で増減したかを表すもので、本年度末純資産残高は貸借対照表の純資産合計と一致します。

1年間の純行政コストの金額に対して、税収等及び国県等補助金の金額がどの程度あるかを比較することにより、行政サービスの提供に必要となるコストが受益者負担以外の財源によってどの程度賄われているかを把握することが可能となります。



＜着目する主な項目＞
・本年度差額
発生主義ベースでの収支均衡が図られているかを表す項目。
プラスであれば、現世代の負担によって将来世代も利用可能な資源を貯蓄したことを意味する一方、マイナスであれば、将来世代が利用可能な資源を現世代が費消して便益を享受していることを表示。

（単位：千円）

純資産変動計算書

勘定科目	一般会計等 金額
前年度末純資産残高	10,455,146
1.純行政コスト	△4,063,803
2.財源	4,698,423
（1）税収等	3,572,394
（2）国県等補助金	1,126,029
本年度差額	634,620
固定資産の変動（内部変動）	－
資産評価差額	－
無償所管換等	△8,068
その他	－
本年度純資産変動額	626,552
本年度末純資産残高	11,081,698

※表示金額は千円単位となっており、四捨五入のため合計金額に齟齬が生じる場合があります。

行政コスト計算書で計算された純行政コスト約41億円に対して、町税や各種交付金、分担金や負担金、他会計からの繰入金である税収等は約36億円、国県からの補助金が約11億円となっており、純行政コストと財源の差額は約6億円となっています。

また、無償で取得した資産等の増減を加味した本年度純資産変動額は約6億円となっており、これは現世代の負担によって将来世代も利用可能な資源を蓄積したことを意味するものです。

なお本年度純資産変動額には減価償却費などの非資金仕訳が含まれるため資金収支計算書の本年度資金収支額とは一致しません。

用語解説

①前年度末純資産残高・・　前年度末の純資産の額（前年度貸借対照表と一致）

②純行政コスト・・・・・・・・　行政活動に係る費用のうち、人的サービスや給付サービスなど、資産形成につながらない行政サービスに係る費用（行政コスト計算書の「純行政コスト」の符号を反転した数値と一致）

③財源

税収等・・・・・・・・・・・・・・　町税、地方交付税、地方譲与税など

国県等補助金・・・・・・・・・　国庫支出金及び県支出金など

④資産評価差額・・・・・・・　有価証券等の評価差額

⑤無償所管換等・・・・・・・　無償で譲渡または取得した固定資産の評価額など

⑥その他・・・・・・・・・・・・・　上記以外の純資産の変動

（4）資金収支計算書（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

資金収支計算書は、単年度の資金の収支を表し、1年間の資金の増減を業務活動収支・投資活動収支・財務活動収支の3区分に分け、どのような活動に資金が必要であったかを示しています。また、本年度末現金預金残高は、貸借対照表の流動資産の現金預金の金額と一致します。

業務活動収支は、日常の行政サービスを行ううえでの収入と支出を表しています。投資活動収支は、主に固定資産形成に関する収入と支出を表し、財務活動収支とは、地方債等の借入や元金償還に関する収入と支出を表しています。

1.業務活動収支	a
業務支出	
内、支払利息支出	
業務収入	
臨時支出	
臨時収入	
2.投資活動収支	b
投資活動支出	
投資活動収入	
業務・投資活動収支	
3.財務活動収支	c
財務活動支出	
財務活動収入	
本年度資金収支額	
前年度末資金残高	
本年度末資金残高	
前年度末歳計外現金高	
本年度末歳計外現金増減額	
本年度末歳計外現金高	
本年度末現金預金残高	

＜着目する主な項目＞

a　業務活動収支　（経常的な活動に関する収支を集計）

税収、補助金収入等の経常的な収入で、人件費、物件費等の経常的な活動のための支出を賄えているかどうかを表すものであり、投資活動や財務活動の余力があるかを表すものである。業務活動収支は通常プラスになることが望ましく、業務活動収支がマイナスの場合、財政的に良好ではないことがわかる。プラスの場合、業務活動収支のプラスの範囲内で投資活動収支を賄い、さらには財務活動収支も賄うのが一般的である。

b　投資活動収支　（投資的な活動に関する収支を集計）

公共施設等の整備や基金の積立て、投資等の投資的な活動に関する支出に対して、補助金や基金の取り崩しによりどれだけ充当したかを表している。投資活動収支は資産形成等が行われればマイナスになることが多く、投資活動収支がプラスの場合は、当年度に基金の取崩が行われたことや資産形成等がほとんどなかったことを示すことが多い。

c　財務活動収支　（財務的な活動に関する収支を集計）

財務活動収支は、当年度の地方債等の発行（収入）及び地方債等の償還（支出）の状況を表している。地方債の償還が進んでいる場合には、財務活動収支がマイナスとなるが、財務活動収支がプラスの場合は、地方債等が増加していることを示すため、今後の地方債等の償還に可能となる収入が見込まれるか留意する必要がある。

（単位：千円）

資金収支計算書	
勘定科目	一般会計等 金額
1.業務活動収支	705,039
業務支出	3,757,798
内、支払利息支出	10,651
業務収入	4,501,641
臨時支出	42,383
臨時収入	3,579
2.投資活動収支	△810,291
投資活動支出	2,257,378
内、基金積立金支出	993,311
投資活動収入	1,447,086
内、基金取崩収入	1,103,782
業務・投資活動収支	△205,071
3.財務活動収支	88,198
財務活動支出	226,798
財務活動収入	314,996
本年度資金収支額	△17,054
前年度末資金残高	447,794
本年度末資金残高	430,740
前年度末歳計外現金高	18,551
本年度末歳計外現金増減額	2,283
本年度末歳計外現金高	20,833
本年度末現金預金残高	451,574

※表示金額は千円単位となっており、四捨五入のため合計金額に齟齬が生じる場合があります。

経常的な業務活動収支においては、約7億円の黒字となっています。それに対し、投資活動収支は約8億円の赤字となっています。

主な投資活動支出として、公共施設等整備支出で約13億円、基金の積立支出約10億円があります。主な投資活動収入として、公共施設整備に係る補助金が約3億円、基金の取崩収入が約11億円あります。

財務活動収支は町債の償還と発行が関わっており、約1億円の黒字となっています。これは、町債を発行した額が償還額よりも多かったためであり、貸借対照表の負債である地方債の総額の増加につながっています。

Ⅲ全体・連結財務書類

「Ⅰ玉東町の財務書類の公表について（５作成対象とする範囲）」でも述べたとおり、全体財務書類とは、一般会計に特別会計や公営企業会計を含めたもので、連結財務書類とは、全体に一部事務組合などの関係団体を含めたものです。

１　貸借対照表（令和7年3月31日現在）

（単位：千円）

貸借対照表

資産の部					負債及び純資産の部				
勘定科目	全体		連結		勘定科目	全体		連結	
	金額	割合	金額	割合		金額	割合	金額	割合
1.固定資産	14,271,300	93.0%	16,776,953	93.4%	1.固定負債	3,220,292	21.0%	4,898,809	27.3%
（1）有形固定資産	11,568,069	75.4%	13,527,558	75.3%	（1）地方債	2,853,439	18.6%	3,998,519	22.3%
事業用資産	5,773,857	37.6%	7,656,260	42.6%	（2）長期未払金	10,485	0.1%	10,485	0.1%
インフラ資産	5,513,591	35.9%	5,513,591	30.7%	（3）退職手当引当金	158,073	1.0%	375,873	2.1%
物品	280,621	1.8%	357,708	2.0%	（4）損失補償等引当金	－	－	－	－
（2）無形固定資産	22,657	0.1%	22,704	0.1%	（5）その他	198,295	1.3%	513,933	2.9%
（3）投資その他の資産	2,680,574	17.5%	3,226,691	18.0%					
投資及び出資金	11,988	0.1%	11,988	0.1%	2.流動負債	340,437	2.2%	433,800	2.4%
投資損失引当金	－	－	－	－	（1）1年内償還予定地方債	251,199	1.6%	324,021	1.8%
長期延滞債権	19,607	0.1%	19,829	0.1%	（2）未払金	18,387	0.1%	18,387	0.1%
長期貸付金	－	－	－	－	（3）未払費用	－	－	－	－
基金	2,650,117	17.3%	3,196,012	17.8%	（4）前受金	－	－	－	－
その他	－	－	－	－	（5）前受収益	－	－	－	－
徴収不能引当金	△1,138	△0.0%	△1,138	△0.0%	（6）賞与等引当金	49,764	0.3%	69,986	0.4%
2.流動資産	1,078,220	7.0%	1,186,110	6.6%	（7）預り金	20,833	0.1%	20,837	0.1%
（1）現金預金	592,714	3.9%	659,168	3.7%	（8）その他	254	0.0%	569	0.0%
（2）未収金	15,672	0.1%	15,698	0.1%					
（3）短期貸付金	－	－	－	－	負債の部合計	3,560,729	23.2%	5,332,609	29.7%
（4）基金	446,164	2.9%	487,573	2.7%	（1）固定資産等形成分	14,717,464		17,264,526	
（5）棚卸資産	25,616	0.2%	25,616	0.1%	（2）余剰分（不足分）	△2,928,673		△4,634,073	
（6）その他	－	－	－	－	（3）他団体出資等分	－		－	
（7）徴収不能引当金	△1,945	△0.0%	△1,945	△0.0%					
3.繰延資産	－	－	－	－	純資産の部合計	11,788,791	76.8%	12,630,453	70.3%
資産の部合計	15,349,520	100.0%	17,963,063	100.0%	負債及び純資産の部合計	15,349,520	100.0%	17,963,063	100.0%

※表示金額は千円単位となっており、四捨五入のため合計金額に齟齬が生じる場合があります。

２　行政コスト計算書（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

（単位：千円）

行政コスト計算書

勘定科目	全体		連結		
	金額	割合	金額	割合	
経常費用	5,601,036	100.0%	6,860,008	100.0%	
1.業務費用	2,729,677	48.7%	3,446,406	50.2%	
（1）人件費	809,436	14.5%	1,138,396	16.6%	
（2）物件費等	1,839,388	32.8%	2,206,622	32.2%	
内、減価償却費	434,889	7.8%	534,127	7.8%	
（3）その他の業務費用	80,853	1.4%	101,388	1.5%	
2.移転費用	2,871,359	51.3%	3,413,602	49.8%	
（1）補助金等	2,697,248	48.2%	3,192,041	46.5%	
（2）社会保障給付	149,522	2.7%	149,522	2.2%	
（3）他会計への繰出金	－	－	－	－	
（4）その他	24,590	0.4%	72,039	1.1%	
経常収益	217,596	3.9%	259,017	3.8%	注）1
1.使用料及び手数料	150,107		172,728		
2.その他	67,490		86,289		
純経常行政コスト	5,383,440		6,600,991		
臨時損失	46,283		46,284		
臨時利益	11,154		11,184		
純行政コスト	5,418,569		6,636,091		

※表示金額は千円単位となっており、四捨五入のため合計金額に齟齬が生じる場合があります。
注）1　この割合は、受益者負担比率を表しています。（経常収益/経常費用）

3　純資産変動計算書（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

（単位：千円）

純資産変動計算書		
勘定科目	全体	連結
	金額	金額
前年度末純資産残高	10,699,585	11,203,878
1.純行政コスト	△5,418,569	△6,636,091
2.財源	6,075,573	7,340,199
（1）税収等	4,103,892	4,817,649
（2）国県等補助金	1,971,681	2,522,550
本年度差額	657,004	704,107
固定資産の変動（内部変動）	－	－
資産評価差額	－	－
無償所管換等	689,035	689,035
他団体出資等分の増加	－	－
他団体出資等分の減少	－	－
比例連結割合変更に伴う差額	－	290,266
その他	△256,833	△256,833
本年度純資産変動額	1,089,206	1,426,576
本年度末純資産残高	11,788,791	12,630,453

※表示金額は千円単位となっており、四捨五入のため合計金額に齟齬が生じる場合があります。

4　資金収支計算書（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

（単位：千円）

資金収支計算書		
勘定科目	全体	連結
	金額	金額
1.業務活動収支	714,669	804,601
業務支出	5,174,400	6,319,326
内、支払利息支出	16,169	21,527
業務収入	5,924,928	7,159,786
臨時支出	42,383	42,383
臨時収入	6,525	6,525
2.投資活動収支	△792,668	△1,062,570
投資活動支出	2,261,964	2,648,456
内、基金積立金支出	993,313	1,037,467
投資活動収入	1,469,295	1,585,886
内、基金取崩収入	1,103,782	1,149,193
業務・投資活動収支	△172,300	△348,168
3.財務活動収支	67,104	242,164
財務活動支出	272,792	335,879
財務活動収入	339,896	578,042
本年度資金収支額	△10,895	△15,805
前年度末資金残高	582,776	637,372
比例連結割合変更に伴う差額	－	16,765
本年度末資金残高	571,881	638,332
前年度末歳計外現金高	18,551	18,554
本年度末歳計外現金増減額	2,283	2,283
本年度末歳計外現金高	20,833	20,837
本年度末現金預金残高	592,714	659,168

※表示金額は千円単位となっており、四捨五入のため合計金額に齟齬が生じる場合があります。

Ⅳ財務書類分析

統一的な基準による地方公会計の整備により、従来の決算統計や地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19 年法律第94 号）における健全化指標等、既存の指標に加え、地方公共団体が保有する資産・負債に関する新たな指標を算出することにより財政状況を多角的に分析することが可能となります。分析の５つの視点で考えられる主な指標は下図のとおりですが、当該年度の類似団体比較（数値分析・指標分析）や経年比較（数値・指標の増減分析）により分析することが重要です。

ただし、これらの指標については、全体の大まかな傾向を把握するためには有用ですが、単年度に発生した取引の影響で大きく数値が変動する場合があること、経費の性質的には計算に含めるべきもの（又は除くべきもの）が、必ずしも加除されていないこと等から、分析結果を読み解く際には複数年度の傾向を踏まえた分析を行うなど留意が必要です。

なお、これらの指標に基づき、類似団体との比較分析を効率的に進めるために、各地方公共団体の指標を比較可能な形で示す方法の検討については、地方公共団体の財務書類の公表の進捗を踏まえ、引き続きの課題として認識する必要があります。今回の分析では、一般会計等の金額を用いて指標を算出しています。

分析の視点	住民等のニーズ	指標
資産形成度	将来世代に残る資産はどのくらいあるか	▸住民一人当たり資産額 ▸有形固定資産の行政目的別割合 ▸歳入額対資産比率 ▸有形固定資産減価償却率
世代間公平性	将来世代と現世代との負担の分担は適切か	▸純資産比率 ▸社会資本等形成の世代間負担比率
持続可能性（健全性）	財政に持続可能性があるか（どのくらい借金があるか）	▸住民一人当たり負債額 ▸業務・投資活動収支 ▸債務償還可能年数
効率性	行政サービスは効率的に提供されているか	▸住民一人当たり行政コスト ▸性質別・行政目的別行政コスト
自律性	歳入はどのくらい税金等で賄われているか（受益者負担の水準はどうなっているか）	▸受益者負担割合

1 資産形成度

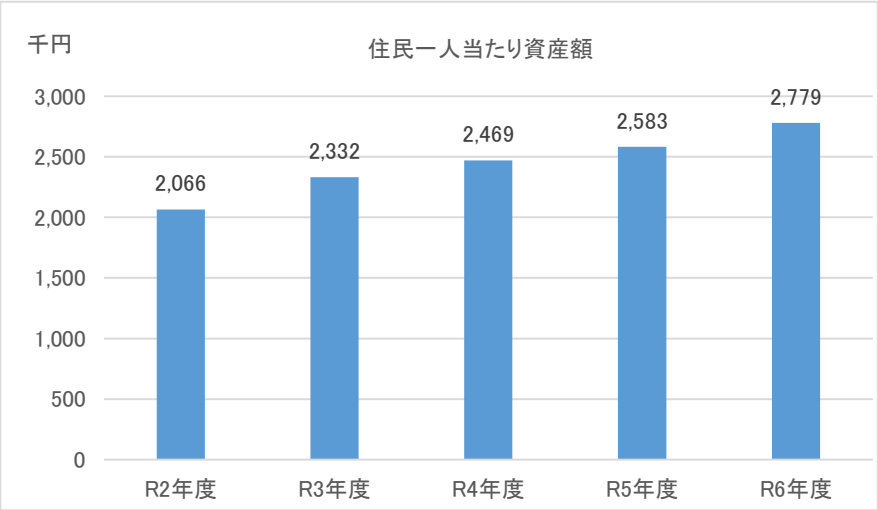
将来世代に残る資産はどのくらいあるか

住民一人当たり資産額

・資産額を住民基本台帳人口で除して住民一人当たり資産額とすることにより、住民等にとって理解しやすい情報となると共に、他団体との比較が容易になります。

算定式

資産合計÷住民基本台帳人口



住民一人当たり資産額

	資産（千円）	住民基本台帳人口（人）	住民一人当たりの資産額（千円）
R6年度	14,164,082	5,096	2,779
R5年度	13,409,396	5,191	2,583
R4年度	12,942,412	5,241	2,469
R3年度	12,142,849	5,206	2,332
R2年度	10,839,791	5,248	2,066

※ 1月1日現在の住民基本台帳人口を使用

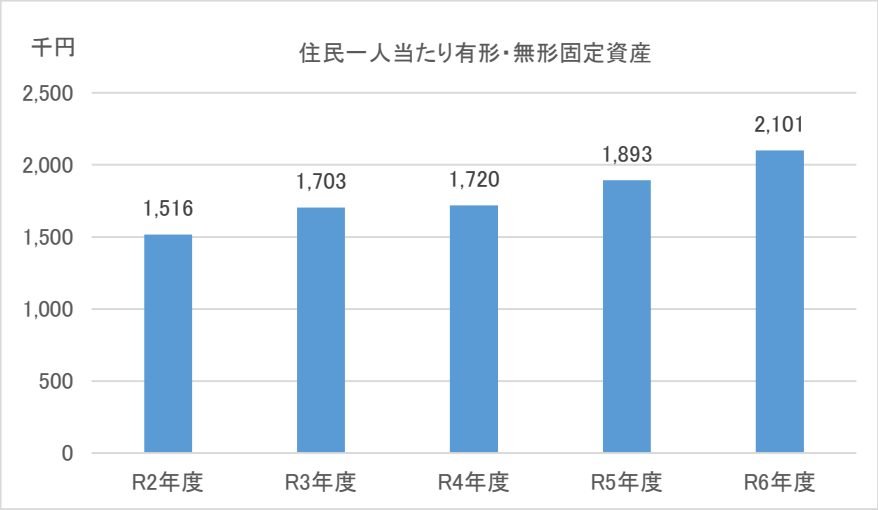
地方公共団体の資産形成度を分析するにあたり、住民１人当たりの資産額を算出することによって、住民にとってもわかりやすい情報となるとともに、類似団体とも比較が容易となります。

また、住民１人当たり資産額は、資産合計をベースに算定しますが、資産には、大きく分けて、住民サービスを提供するために保有し将来世代に引き継ぐ資産である有形・無形固定資産と、将来、債務返済や行政サービスに使用することが可能な資産（投資等、流動資産）とに分けられることから、「住民１人当たりの資産額」はさらに、「住民１人当たり有形・無形固定資産」と「住民１人当たり投資等・流動資産」とに分けて分析することも可能です。

経年比較においては資産の増減の要因や資産形成の傾向を明らかにすることが必要です。

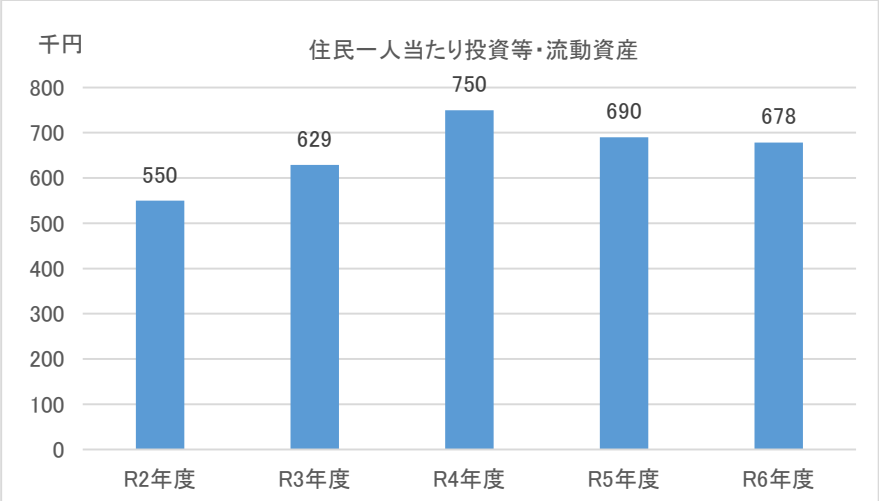
住民１人当たり資産額の増加は行政サービスに用いることができる資産形成が進み、資産の蓄積がなされたと評価することができますが、住民１人当たり資産額の大きな減少は、金額を取得価額等と減価償却累計額とに分け経年比較することで、人口減少等により資産圧縮に取り組んだ結果なのか、老朽化により金額が減少しているのかを把握し、資産圧縮であれば評価できます。

＜参考＞



住民一人当たり有形・無形固定資産

	有形・無形固定資産（千円）	住民基本台帳人口（人）	一人当たり 有形・無形固定資産
R6年度	10,707,348	5,096	2,101
R5年度	9,826,291	5,191	1,893
R4年度	9,012,657	5,241	1,720
R3年度	8,868,076	5,206	1,703
R2年度	7,954,491	5,248	1,516



住民一人当たり投資等・流動資産

	投資等流動資産(千円)	住民基本台帳人口（人）	一人当たり 投資等・流動資産
R6年度	3,456,733	5,096	678
R5年度	3,583,105	5,191	690
R4年度	3,929,756	5,241	750
R3年度	3,274,773	5,206	629
R2年度	2,885,299	5,248	550

有形固定資産の行政目的別割合

・有形固定資産の行政目的別（生活インフラ・国土保全、福祉、教育等）の割合を算出することにより、行政分野ごとの社会資本形成の比重の把握が可能となります。
・経年比較することにより、行政分野ごとに社会資本がどのように形成されてきたかを把握することができます。
・類似団体との比較により資産形成の特徴を把握し、今後の資産整備の方向性の検討の参考になります。

有形固定資産の行政目的別の割合

	生活インフラ 国土保全	教育	福祉	環境衛生	産業振興	消防	総務	その他	合計
R6年度	52.1%	16.0%	0.1%	3.7%	0.8%	1.8%	25.4%	－	100.0%
R5年度	55.3%	16.1%	0.1%	4.2%	0.7%	2.2%	21.3%	－	100.0%
R4年度	59.6%	17.5%	0.1%	4.7%	0.8%	2.7%	14.5%	－	100.0%
R3年度	58.6%	17.6%	0.1%	4.6%	0.8%	3.1%	15.2%	－	100.0%
R2年度	62.8%	18.5%	0.2%	5.2%	1.0%	0.9%	11.4%	－	100.0%

有形固定資産について、行政目的別の割合を算出することにより、行政分野ごとの社会資本の形成の比重を把握することが可能となります。これを経年比較することにより、行政分野ごとに社会資本がどのように形成されてきたのか、また、類似団体と比較することにより、資産形成の特徴を把握することが可能となります。

生活インフラ・国土保全の代表的な資産としては道路工作物等に代表されるインフラ資産があり、教育の代表的な資産としては学校施設がありますが、それらの公共資産がどのような比重で資産形成されているのか、また、どのような速度で資産形成されてきたか、ないしは老朽化が進んできているのかを読み解くことが可能となります。

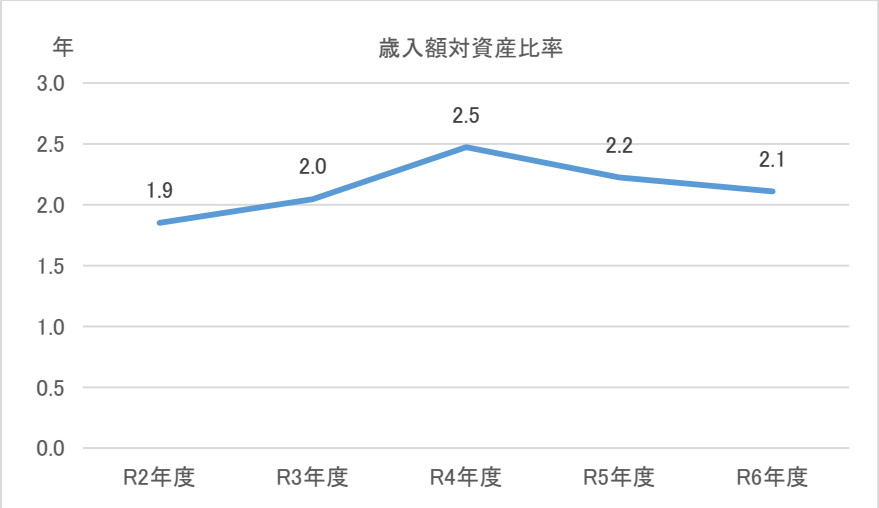
なお、施設の老朽化が加速している分野の分析については、金額を取得価額等と減価償却累計額に分けて経年比較することで、投資額が少ないことにより金額が小さいのか、老朽化により金額が減少しているかを把握することができます。

歳入額対資産比率

・当該年度の歳入総額に対する資産の比率を算出することにより、これまでに形成されたストックとしての資産が歳入の何年分に相当するかを表し、地方公共団体の資産形成の度合いを把握することができます。

算定式

資産合計÷歳入総額



歳入額対資産比率

	資産（千円）	歳入総額（千円）	歳入額対資産比率（年）
R6年度	14,164,082	6,715,096	2.1
R5年度	13,409,396	6,032,449	2.2
R4年度	12,942,412	5,234,112	2.5
R3年度	12,142,849	5,934,655	2.0
R2年度	10,839,791	5,856,454	1.9

地方公共団体の資産形成度については、歳入総額に対する資産合計の比率を算出し、これまでに形成された資産が、何年分の歳入に相当するのかによっても測ることができます。

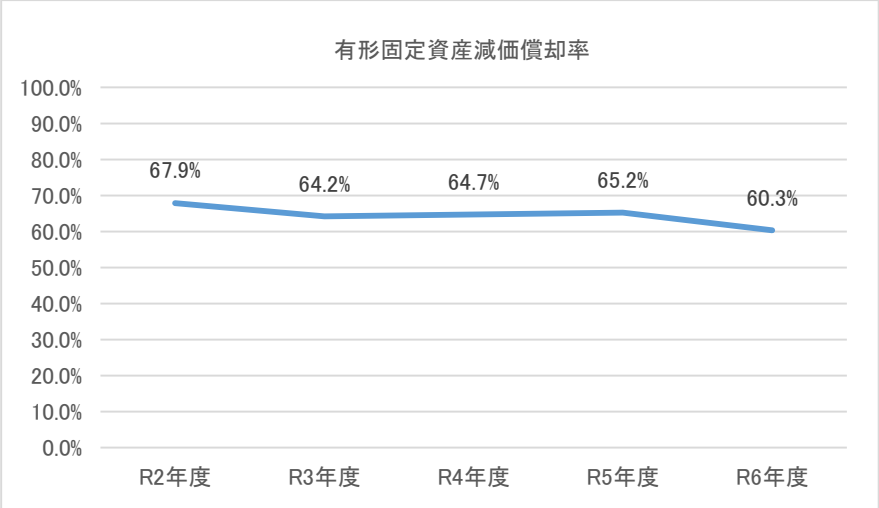
有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率）

・有形固定資産のうち、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することができます。

・固定資産台帳等を活用すれば、行政目的別や施設別の比率も算出することができます。

算定式

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{有形固定資産合計−土地等の非償却資産+減価償却累計額}}$$



有形固定資産減価償却率

	減価償却累計額（千円）	有形固定資産−非償却資産+減価償却累計額（千円）	有形固定資産減価償却率
R6年度	12,767,425	21,165,452	60.3%
R5年度	12,535,493	19,224,415	65.2%
R4年度	12,221,709	18,887,888	64.7%
R3年度	11,880,431	18,517,776	64.2%
R2年度	11,750,952	17,316,053	67.9%

保有している有形固定資産のうち、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過したのかを把握することが可能となります。さらに、行政目的別や施設別に当該比率を算出することにより、資産の償却が進んでいる行政分野や施設についてより詳細な把握が可能となり、公共施設マネジメントにおける老朽化対策の検討の情報として活用することも可能となります。

なお、減価償却累計額の算定には耐用年数省令による耐用年数を用いることを原則としているため、資産の長寿命化対策を行った場合に、その結果が直接反映されるものではないことに留意する必要があります。

＜参考＞

事業用資産における減価償却累計額

	減価償却累計額（千円）	事業用資産−非償却資産+減価償却累計額（千円）	有形固定資産減価償却率
R6年度	6,400,471	10,662,354	60.0%
R5年度	6,358,968	9,188,063	69.2%
R4年度	6,202,146	9,126,812	68.0%
R3年度	6,011,955	8,996,399	66.8%
R2年度	6,029,100	8,144,984	74.0%

インフラ資産における減価償却累計額

	減価償却累計額（千円）	インフラ資産−非償却資産+減価償却累計額（千円）	有形固定資産減価償却率
R6年度	5,943,403	9,843,778	60.4%
R5年度	5,786,148	9,504,701	60.9%
R4年度	5,651,882	9,285,895	60.9%
R3年度	5,522,319	9,051,862	61.0%
R2年度	5,401,095	8,757,387	61.7%

物品における減価償却累計額

	減価償却累計額（千円）	物品取得価額（千円）	有形固定資産減価償却率
R6年度	423,551	659,319	64.2%
R5年度	390,377	531,651	73.4%
R4年度	367,681	475,181	77.4%
R3年度	346,157	469,515	73.7%
R2年度	320,757	413,682	77.5%

2 世代間公平性

将来世代と現世代との負担の分担は適切か

純資産比率

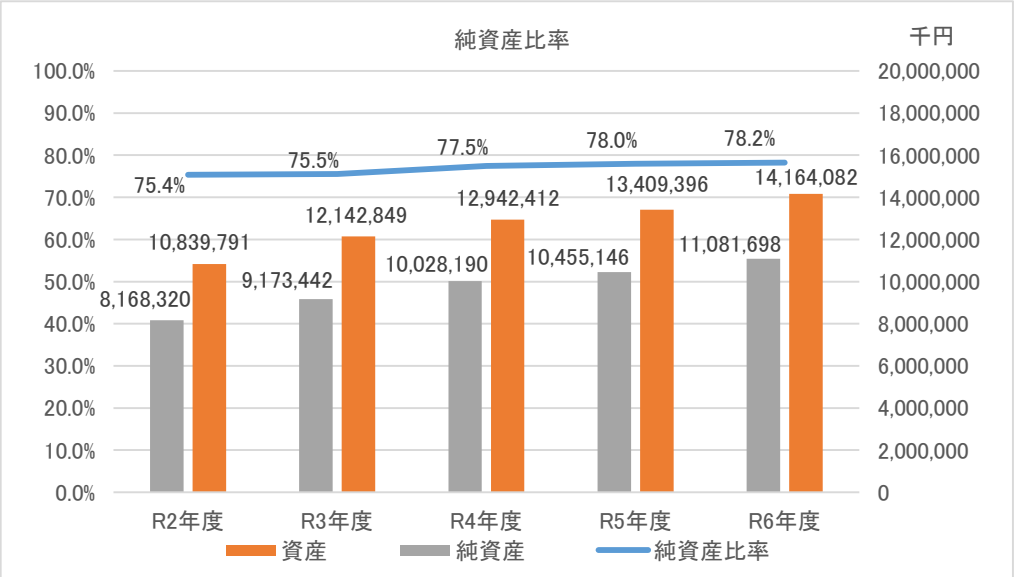
・地方債の発行等を通じて、将来世代と過去及び現世代の負担の配分を行うと考えれば、純資産の変動は、将来世代と過去及び現世代との間で負担の割合が変動したことを意味します。

・たとえば、純資産の増加は、過去及び現世代の負担によって将来世代も利用可能な資源を蓄積したことを意味する一方、純資産の減少は、将来世代が利用可能な資源を過去及び現世代が費消して便益を享受していると捉えることができます。

・なお、純資産は固定資産形成分及び余剰分（不足分）に分類されるため、その内訳にも留意する必要があります。

算定式

純資産÷資産合計



純資産比率

	資産（千円）	純資産（千円）	純資産比率
R6年度	14,164,082	11,081,698	78.2%
R5年度	13,409,396	10,455,146	78.0%
R4年度	12,942,412	10,028,190	77.5%
R3年度	12,142,849	9,173,442	75.5%
R2年度	10,839,791	8,168,320	75.4%

純資産の増加は、過去及び現世代の負担により将来世代が利用可能な資源を蓄積したことを表す一方、純資産の減少は、将来世代が利用可能な資源を過去及び現世代が費消していると捉えられます。このため、資産に対する純資産の比率を算出することにより、保有している有形固定資産等がどの世代の負担により行われたのかを把握し、世代間負担の公平性を測ることが可能となります。

また、純資産比率の経年比較によって、世代間負担がどのように推移しているのか把握するとともに、類似団体比較により、自団体の世代間負担が類似団体と比べてどのような傾向にあるのか把握することが可能となります。

社会資本等形成の世代間負担比率（将来世代負担比率）

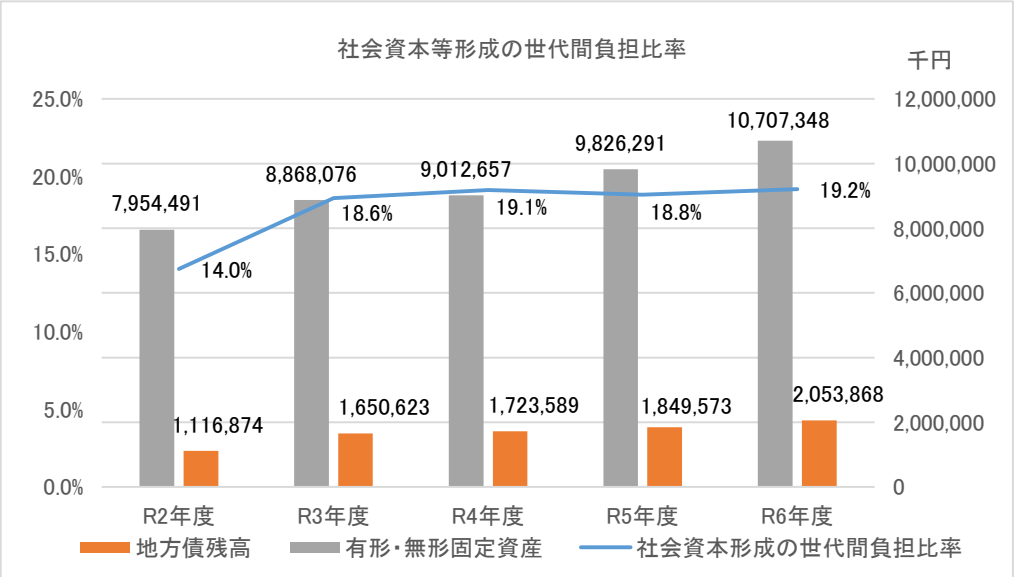
・有形固定資産などの社会資本等に対して、将来の償還等が必要な負債による調達割合（公共資産等形成充当負債の割合）を算定することにより、社会資本等形成に係る将来世代の負担の程度を把握することができます。

算定式

$$\text{社会資本等形成の世代間負担比率（将来世代負担比率）} = \frac{\text{地方債残高 ※}}{\text{有形・無形固定資産合計}}$$

※地方債（借入先別）から以下を控除したもの

イ.臨時財政特例債　ロ.減税補填債　ハ.臨時税収補填債　ニ.臨時財政対策債　ホ.減収補填債特例分



社会資本等形成の世代間負担比率

	地方債残高（千円）	有形・無形固定資産合計（千円）	社会資本等形成の世代間負担比率
R6年度	2,053,868	10,707,348	19.2%
R5年度	1,849,573	9,826,291	18.8%
R4年度	1,723,589	9,012,657	19.1%
R3年度	1,650,623	8,868,076	18.6%
R2年度	1,116,874	7,954,491	14.0%

「社会資本等形成の世代間負担比率（将来世代負担比率）」は、社会資本等形成分と財源調達のうち将来世代負担となる地方債残高を比較することで、社会資本形成における世代間負担の状況を把握するものです。

純資産比率では、過去及び現世代と将来世代の負担割合を把握できますが、将来世代負担比率では、社会資本等形成に係る世代間の負担割合を把握することができます。

3 持続可能性

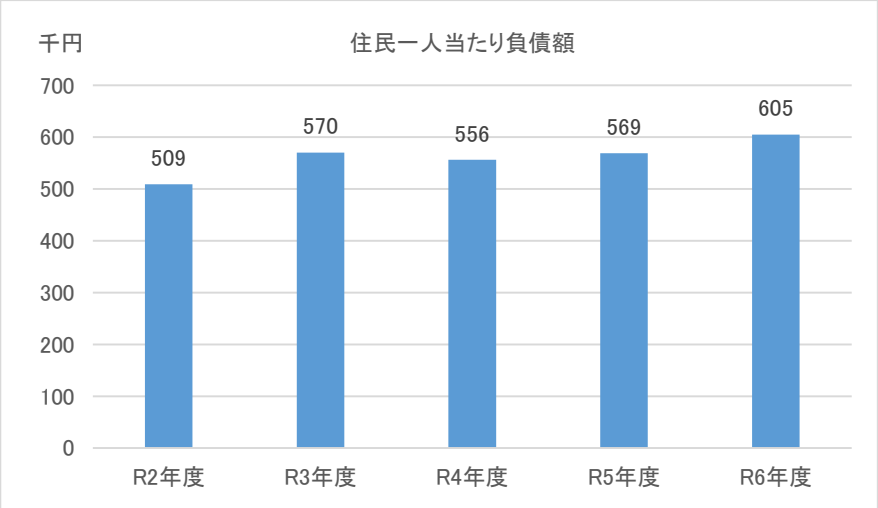
財政に持続可能性があるか（どのくらい借金があるか）

住民一人当たり負債額

・負債額を住民基本台帳人口で除して住民一人当たり負債額とすることにより、住民にとって理解しやすい情報になるとともに、他団体との比較が容易になります。

算定式

負債合計÷住民基本台帳人口



住民一人当たり負債額

	負債（千円）	住民基本台帳人口（人）	住民一人当たりの負債額（千円）
R6年度	3,082,384	5,096	605
R5年度	2,954,250	5,191	569
R4年度	2,914,222	5,241	556
R3年度	2,969,407	5,206	570
R2年度	2,671,471	5,248	509

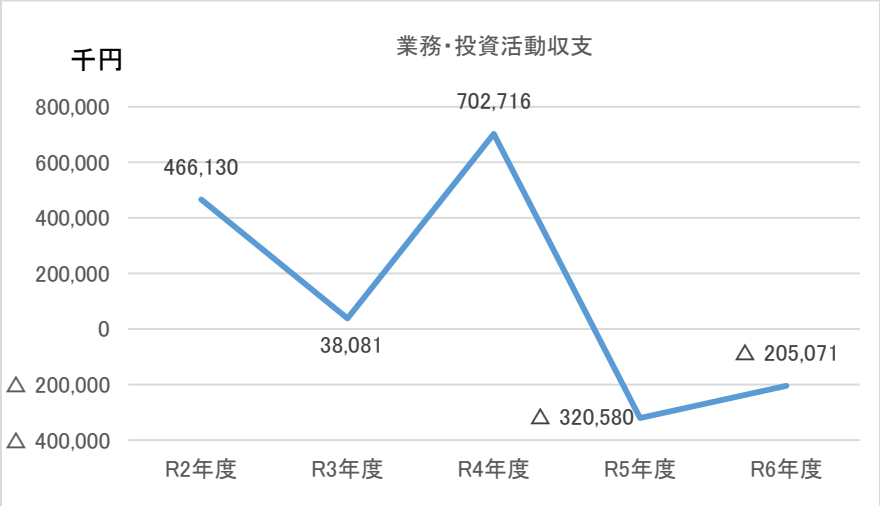
資産形成度を示す住民１人当たり資産額と同様、負債の総額では、団体ごとの財政規模が異なるため、単純に金額のみで比較することはできませんが、住民１人当たりの負債額を算出することで類似団体との比較が容易になるとともに、住民にとってもわかりやすい情報となります。

業務・投資活動収支

・資金収支計算書上の業務活動収支（支払利息支出を除く。）及び投資活動収支（基金積立金支出及び基金取崩収入を除く。）の合算額を算出することにより、地方債等の元利償還額を除いた歳出と地方債等発行収入を除いた歳入のバランスを示す指標となり、当該バランスが均衡している場合には、経済成長率が長期金利を下回らない限り、経済規模に対する地方債等の比率は増加しないとされています。

算定式

業務・投資活動収支＝業務活動収支（支払利息支出を除く）
+投資活動収支（基金積立金支出及び基金取崩収入を除く）



業務・投資活動収支

	業務活動収支（支払利息支出を除く）	投資活動収支（基金積立金支出及び基金取崩収入を除く）	業務・投資活動収支（千円）
R6年度	715,690	△ 920,761	△ 205,071
R5年度	669,552	△ 990,133	△ 320,580
R4年度	1,085,799	△ 383,083	702,716
R3年度	931,024	△ 892,942	38,081
R2年度	781,708	△ 315,578	466,130

業務・投資活動収支は、業務活動収支と投資活動収支のいずれも赤字の場合、またはどちらか一方が赤字の場合でも赤字になり得ますが、公共施設の老朽化対策等の必要な投資を行った結果、投資活動収支が赤字になることもありますので、一概に業務・投資活動収支が黒字であれば評価できるものではないことに十分留意することが必要です。

業務・投資活動収支が赤字となる場合には、赤字要因の分析にあたり、地方財政収支の不足額を補てんするために発行する特例的な地方債である臨時財政対策債等に留意し、業務活動収入に臨時財政対策債発行可能額及び減収補填債特例分発行額を加えた場合の基礎的財政収支についても参考とすることが考えられます。

債務償還可能年数

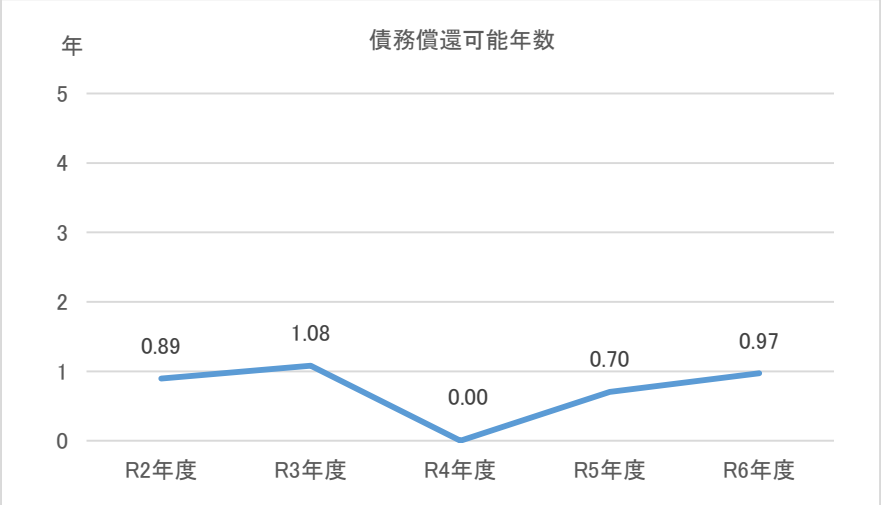
・実質債務が償還財源の何年分であるかを示す指標です。

なお、この数値は、地方公会計から得られる情報ではないことから、地方公会計の取組においては参考指標という位置付けとなります。

算定式

$$\text{債務償還可能年数} = \frac{\text{将来負担額（※1）−充当可能財源（※2）}}{\text{経常一般財源等（歳入）等（※3）−経常経費充当財源等（※4）}} \quad \begin{matrix}① \\ ②\end{matrix}$$

※1 将来負担額については、地方公共団体健全化法上の将来負担比率の算定式による。
※2 充当可能財源は、地方公共団体健全化法上の将来負担比率の算定式の「充当可能基金残高+充当可能特定歳入」とする。
※3 経常一般財源等（歳入）等は、「①経常一般財源等＋②減収補填債特例分発行額＋③臨時財政対策債発行可能額」とする。
なお、①②は地方財政状況調査様式「歳入の状況 その2収入の状況」、③は地方公共団体健全化法上の実質公債費率の算定式による。
※4 経常経費充当財源等は、地方財政状況調査様式「性質別経費の状況」の経常経費充当一般財源等から、次の金額を控除した額とする。なお、イ～ハは地方公共団体健全化法上の実質公債費率の算定式、ニは地方財政状況調査様式「性質別経費の状況」による。
イ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
ニ 元金償還金（経常経費充当一般財源等）



債務償還可能年数

	①		②		①/②
	将来負担額	充当可能財源	経常一般財源等（歳入）	経常経費充当財源等	債務償還可能年数（年）
R6年度	3,761,225	3,271,670	2,289,934	1,785,769	0.97
R5年度	3,628,838	3,280,696	2,215,749	1,720,394	0.70
R4年度	3,535,890	3,687,270	2,176,317	1,566,945	算出不可
R3年度	3,521,640	2,790,580	2,210,339	1,533,426	1.08
R2年度	3,153,980	2,660,279	1,956,717	1,405,070	0.89

4 効率性

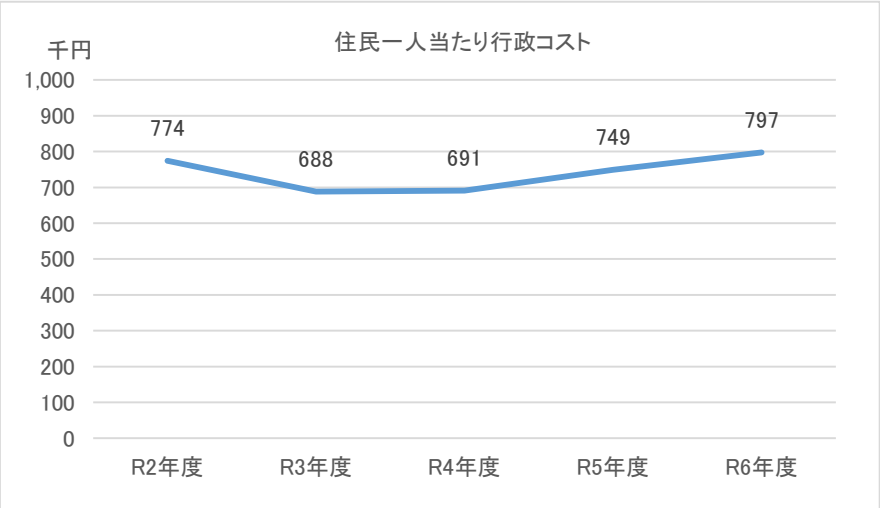
行政サービスは効率的に提供されているか

住民一人当たり行政コスト

・行政コスト計算書で算出される行政コストを住民基本台帳人口で除して住民一人当たり行政コストとすることにより、行政活動の効率性を見ることができます。

算定式

純行政コスト÷住民基本台帳人口



住民一人当たり行政コスト

	純行政コスト（千円）	住民基本台帳人口（人）	住民一人当たりの純行政コスト（千円）
R6年度	4,063,803	5,096	797
R5年度	3,886,751	5,191	749
R4年度	3,620,514	5,241	691
R3年度	3,582,381	5,206	688
R2年度	4,063,271	5,248	774

効率性を測るためには、行政コストに着目することが有効ですが、人口規模や面積等により、必要となるコストは異なるため、類似団体とそのまま比較することはできません。住民１人当たりの行政コストの額を算出することにより、住民にとってもわかりやすい情報となるとともに、類似団体とも比較が可能となります。

また、類似団体と比較する場合、コスト発生の要因（経常的に発生するものか、特殊事情により臨時的に発生するものか）を考慮し、経常的なコストに着目することも有効です。

したがって、類似団体との比較においては以下の指標が有効です。

＜参考＞

住民一人当たり純経常行政コスト

・住民一人当たり純経常行政コストについては、地方公共団体の人口や面積、行政権能等により異なるものと考えられるため、一概に他団体と比較するのではなく、類似団体等と比較することが適当です。

算定式

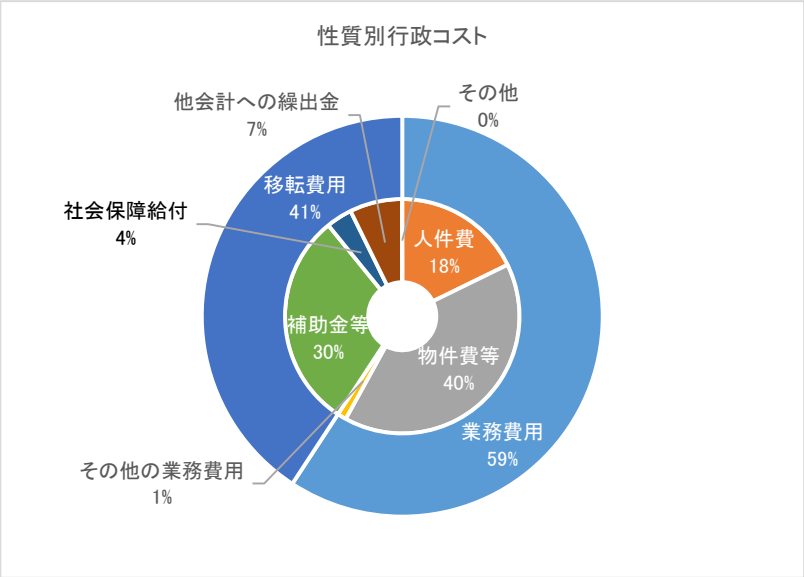
純経常行政コスト÷住民基本台帳人口

住民一人当たり純経常行政コスト

	純経常行政コスト（千円）	住民基本台帳人口（人）	住民一人当たりの純経常行政コスト（千円）
R6年度	4,028,050	5,096	790
R5年度	3,812,584	5,191	734
R4年度	3,614,520	5,241	690
R3年度	3,576,796	5,206	687
R2年度	4,033,087	5,248	768

性質別行政コスト

・性質別行政コストを住民基本台帳人口で除して住民一人当たり性質別行政コストとすることにより、地方公共団体の行政活動に係る効率性を測定することができます。
・類似団体との比較により当該団体の効率性を評価することができます。



性質別の行政コストを経年比較し増減分析することにより、効率性の度合いが把握できるとともに、行政目的別の行政コストを類似団体と比較することにより、どの分野の政策に重点を置いているのか把握することができます。

住民一人当たり人件費・物件費等

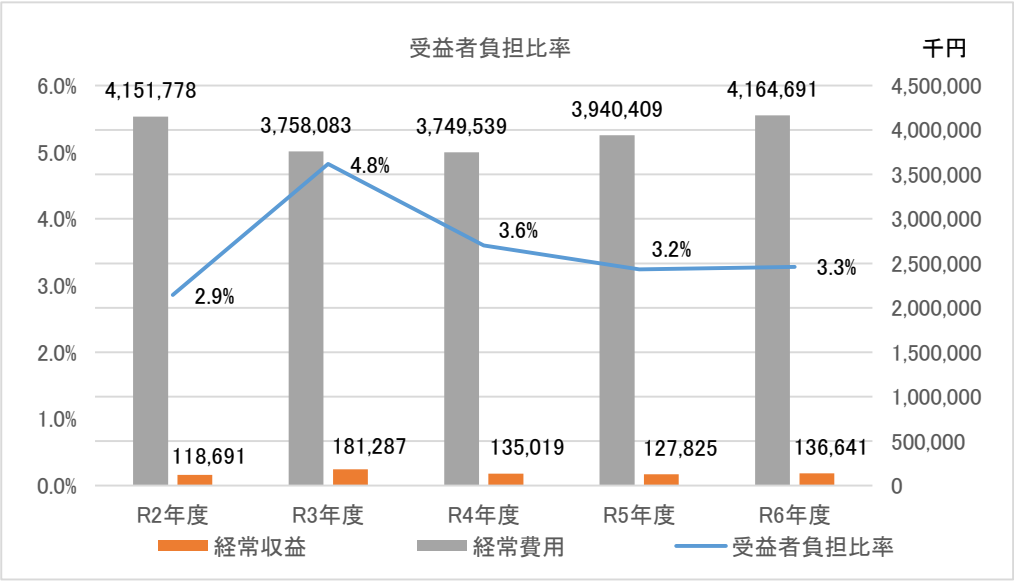
	人件費・物件費等（千円）	住民基本台帳人口（人）	住民一人当たり人件費・物件費等（千円）
R6年度	2,416,200	5,096	474
R5年度	2,195,150	5,191	423
R4年度	2,194,226	5,241	419
R3年度	2,050,503	5,206	394
R2年度	2,016,611	5,248	384

受益者負担の割合（受益者負担比率）

・行政コスト計算書の経常収益は、使用料・手数料など行政サービスに係る受益者負担の金額を表すため、これを経常費用と比較することにより、行政サービス提供に対する直接的な割合を算出することができます。
・また、事業別・施設別に算出することにより、受益者負担の割合を詳細に分析することもできます。

算定式

$$\text{受益者負担比率} = \frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}}$$



受益者負担の割合（受益者負担比率）

	経常収益（千円）	経常費用（千円）	受益者負担比率
R6年度	136,641	4,164,691	3.3%
R5年度	127,825	3,940,409	3.2%
R4年度	135,019	3,749,539	3.6%
R3年度	181,287	3,758,083	4.8%
R2年度	118,691	4,151,778	2.9%

受益者負担比率は、経常収益を経常費用と比較することにより、行政サービス提供に対する負担（経常費用）について、どの程度使用料、手数料等の受益者負担（経常収益）で賄えているのかを表しています。これを経年比較及び類似団体比較することにより、受益者負担の特徴を把握することが可能です。

また、事業別・施設別の受益者負担の割合を算出することにより、各事業・施設の受益者負担の状況を分析し、使用料等の見直しの必要性等の検討につなげることが可能となります。なお、受益者負担に類似するものであっても、分担金や負担金として徴収しているものについては経常収益に含まれないため、課題の設定によっては、分担金や負担金を加えた比率で分析することが考えられます。